

# ○一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会福祉年金事業細則

(昭和53年 3月 7日制定)

改正	昭和59年 2月28日	平成14年 5月28日
	平成 2年 2月26日	平成25年 5月29日
	平成14年 2月21日	平成26年 3月19日

(趣旨)

第1条 この細則は、互助会福祉年金事業規則（以下「規則」という。）第30条の規定により事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(加入の申込み)

第2条 加入申込みをしようとする者は、「福祉年金事業加入申込書」（別記様式第1号の1以下「加入申込書」という。）及び規則第22条の規定により「福祉年金加入者台帳」（別記様式第1号の3以下「加入者台帳」という。）に所定事項を記入し、押印のうえ理事長に提出するものとする。

2 加入申込書は、福祉年金の種類ごとに1通ずつ提出するものとする。

(拠出金の払込)

第3条 加入申込者は、加入の承認を受けた後遅滞なく「互助年金信託契約申込書兼印鑑届」（別記様式第1号の2）に所定事項を記入し、押印のうえ指定金融機関に提出するものとする。

2 前項の加入申込者は、互助会の指定金融機関に拠出金を払い込むものとする。

(証書の交付及び返納)

第4条 理事長は、拠出金の払込みを確認のうえ福祉年金の受給権の証として加入者に「福祉年金証書」（別記様式第2号以下「証書」という。）を交付するものとする。

2 加入者は、加入資格を喪失したとき、又は脱退したときは、証書を理事長に返納しなければならない。

(信託証書の保護預り)

第5条 理事長は、加入者と信託銀行との間で締結した信託契約の信託証書を保管することができる。

2 前項により、信託証書を保管したときは、理事長は、速やかにこれを指定金融機関に保護預けするものとする。

(諸変更の届出)

第6条 加入者又はその遺族は、住所、氏名、届出印、及び給付金受取金融機関を変更しようとするときは「住所氏名、届出印、金融機関変更届」（別記様式第3号）を速やかに理事長に提出しなければならない。

(証書の再交付)

第7条 加入者又はその遺族は、証書を破損、汚損又は紛失したときは「福祉年金証書再交付申請書」（別記様式第4号）を速やかに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請を相当と認めるときは証書を再交付する。

(福祉年金の給付方法)

第8条 理事長は、据置期間経過後加入申込書に記載された給付金受取方法により福祉年金を給付する。

(遺族年金又は遺族一時金及び死亡弔慰金の給付方法)

第9条 遺族年金の給付方法は、次のとおりとする。

- (1) 加入者の遺族は「死亡届」(別記様式第5号の1)に所定事項を記入し押印のうえ、「金銭信託受益権承継届」(別記様式第5号の2)「印鑑証明書」及び加入者死亡後の「戸籍謄本」又は「除籍抄本」を添えて速やかに理事長に提出しなければならない。
- (2) 理事長は、前号の規定により死亡届を受理したときはその事実を確認のうえ「遺族年金切替指図書」に「死亡届」「金銭信託受益権承継届」「印鑑証明書」及び「戸籍謄本」又は「除籍抄本」を添えて、指定金融機関に支払いを指図するものとする。

2 遺族一時金の給付方法は、次のとおりとする。

- (1) 加入者の遺族は「死亡届」に所定事項を記入し、押印のうえ「証書」「金銭信託受益権承継届」「金銭信託解約請求書」「印鑑証明書」及び加入者死亡後の「戸籍謄本」又は「除籍抄本」を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。
- (2) 理事長は、前号の規定により死亡届を受理したときは、その事実を確認のうえ「遺族一時金支払指図書」に「死亡届」「金銭信託受益権承継届」「金銭信託解約請求書」「印鑑証明書」及び「戸籍謄本」又は「除籍抄本」を添えて、指定金融機関に支払を指図するものとする。

3 理事長は、前2項第1号により死亡届を受理したときは「死亡弔慰金支払指図書」により、指定金融機関に死亡弔慰金の支払いを指図するものとする。

4 前3項の給付の場合、同順位の遺族が2人以上あるときは、そのうちの1人を当該給付金の請求及び受領についての代表者と定め、その代表者が同順位の遺族全員の同意書を添えて理事長に提出しなければならない。

(年金の給付案内)

第10条 理事長は、年金の給付開始に先立ちその予定額を「給付開始のお知らせ」(別記様式第6号)により加入者に通知する。

2 理事長は、給付の都度「送金のお知らせ」(別記様式第7号又は別記様式7号の2)を加入者に送付する。

3 理事長は、給付満了の際は「給付終了のお知らせ」(別記様式第8号)を加入者に送付する。

(年間給付額計算書)

第11条 理事長は、加入者に給付した年金の年額とその内訳を「年間給付額計算書」(別記様式第9号)により年金を給付した年の翌年の1月31日までに加入者に通知する。

2 加入者は、受領した給付額のうち収益相当額について必要ある場合は雑所得として確定申告を行うものとする。

(給付期間満了時の手続)

第12条 加入者及び遺族年金の受給者は、給付期間満了日まで給付期間満了手続依頼書(別記様式第9号の2)に所定事項を記入し、押印のうえ理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の給付期間満了手続依頼書を受理したときは速やかに互助年金信託満期手続依頼書兼給付期間満了手続指図書(別記様式第9号の3)により指定金融機関に手続を指図するものとする。

(脱退一時金の給付方法)

第13条 脱退一時金の給付方法は次のとおりとする。

- (1) 加入者又はその遺族が中途脱退をしようとするときは「脱退一時金請求書」(別記様式第10号)及び「金銭信託解約請求書」に証書を添えて理事長に提出しなければならない。

- (2) 理事長は、前号の請求を相当と認めるときは「脱退一時金支払請求書」に「金銭信託

解約請求書」を添えて指定金融機関に支払いを指図するものとする。

2 加入者又はその遺族が前項の脱退一時金を受領した場合において、その受領した給付額のうち収益相当額について必要ある場合は一時所得として確定申告を行うものとする。

(給付額又は利率の改定)

第14条 理事長は、給付額又は利率を改定したときは速やかに新給付額又は新利率を「給付額利率改定のお知らせ」(別記様式第11号)により加入者に通知する。

附 則

この細則は、昭和53年 3月 7日から施行し、昭和53年 4月 1日から適用する。

附 則

この細則は、昭和59年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年 2月21日から施行し、平成14年 4月 1日から適用する。

附 則

この細則は、平成14年 5月28日から施行し、平成14年 4月 1日から適用する。

附 則

この細則は、平成25年 5月30日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年 4月1日から施行する。